

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目次
◇規則 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則

規 則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十二号

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則

(鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)

第一条 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年二月鳥取県規

則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 趣旨(第一条)

第二章 母子福祉資金の貸付け(第二条―第十三条)

第三章 寡婦福祉資金の貸付け(第十四条・第十五条)

附則

第一章 趣旨

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。)第二十二条及び令第二十九条において準用する令第二十二条の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出し中「貸付け」を「母子福祉資金の貸付け」に改め、同条中「法」を「母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。)」に改め、同条の前に次の章名を付する。

第二章 母子福祉資金の貸付け

第四条中「母子福祉資金借用书」を「母子福祉資金貸付金借用书」に改める。

第七条第一項中「母子福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子福祉

資金貸付金償還金支払猶予申請書」に改め、同条第三項中「母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書」を「母子福祉資金貸付金償還金支払猶予決定通知書」に、「母子福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書」を「母子福祉資金貸付金償還金支払猶予不承認決定通知書」に改める。

第九條第一項中「母子福祉資金貸付金の」を「母子福祉資金の」に改め、同条第二項中「母子福祉資金貸付減額申出書」を「母子福祉資金貸付金減額申出書」に改める。

第十條中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三條第二項中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第三章 寡婦福祉資金の貸付け

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第十四條 法第十九條の二第一項において準用する法第十條第一項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面及び次の表の上欄に掲げる資金の種類に應じ、それぞれ当該下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類
事業開始資金	開始し、又は継続しようとする事業の計画書
事業継続資金	
事業継続資金	

修学資金

在学している学校の在学証明書及び在学している者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面

技能習得資金

事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している機関の在所証明書及び修業するものが寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面

修業資金

就職支度資金

就職することを証する就職先の証明書

療養資金

医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る。)を記載した医師又は歯科医師の診断書

住宅資金

住宅の補修、保全、改築又は増築に係る平面図及び見積書

転宅資金

住宅を移転するために必要な住宅の賃借をすることを証する書面

就学支度資金

入学が決定したことを証する書面又は入学した学校の在学証明書及び就学する者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面

結婚資金

婚姻することを証する書面及び婚姻する者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面

(準用規定)

第十五條 第二條第三項及び第四項、第三條から第十三條まで及び様式第二号から様式第二十三号までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		<p>第三条第二項</p> <p>前項</p>		<p>第三条第一項</p> <p>前条</p>	<p>第二条第四項</p> <p>前二項</p>		<p>第二条第三項、 第九条第一項、 及び第三項</p> <p>母子福祉資金</p>	<p>第二条第三項</p> <p>法第十一条</p>	
<p>母子福祉資金貸付不承認 決定通知書</p>	<p>母子福祉資金貸付決定通 知書</p>	<p>母子福祉資金貸付決定通知 書</p>	<p>第三条第一項</p> <p>第十五条において準用する 第三条第一項</p>	<p>第十四条又は第十五条にお いて準用する第二条第三項</p>	<p>令第七条第五項</p> <p>第十四条第二項又は第十五 条において準用する第二条 第三項</p>	<p>令第二十八条第二項におい て準用する令第七条第五項</p>	<p>母子福祉資金 貸付申請書</p> <p>扶養しているもの及び寡婦</p>	<p>母子福祉資金貸付申請書</p> <p>扶養しているもの及び寡婦</p>	<p>法第十九条の二第三項にお いて準用する法第十一条</p>

		<p>第五条第三項</p> <p>前項</p>		<p>第五条第二項</p> <p>前項</p>	<p>第五条第一項</p> <p>前項</p>		<p>第四条</p> <p>前条第二項</p>	
<p>第六条第一項 及び第二項</p> <p>法第十二条</p>	<p>母子福祉資金継続貸付不 承認決定通知書</p>	<p>母子福祉資金継続貸付決 定通知書</p>	<p>第五条第二項</p> <p>第十五条において準用する 第五条第二項</p>	<p>第五条第一項</p> <p>第十五条において準用する 第五条第一項</p>	<p>母子福祉資金継続貸付申 請書</p> <p>母子福祉資金継続貸付申請 書</p>	<p>法第十条第三項</p> <p>法第十九条の二第二項にお いて準用する法第十条第三 項</p>	<p>母子福祉資金貸付金借用 書</p> <p>母子福祉資金貸付金借用書</p>	<p>第十五条において準用する 第三条第二項</p>

第六條第一項		母子福祉資金貸付金償還 免除申請書	寡婦福祉資金貸付金償還免 除申請書
第六條第二項		前項	第十五条において準用する 第六條第一項
第六條第三項		前項 母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	第十五条において準用する 第六條第二項
第七條第一項		令第十八條第一項 母子福祉資金貸付金償還 免除不承認決定通知書	令第二十九條において準用 する令第十八條第一項 寡婦福祉資金貸付金償還免 除不承認決定通知書
第七條第二項		前項 母子福祉資金貸付金償還 金支払猶予申請書	第十五条において準用する 第七條第一項
第七條第三項		前項 母子福祉資金貸付金償還	第十五条において準用する 第七條第二項

第八條第一項		令第六條第三号から第五 号まで及び第七号	令第二十七條第三号から第 五号まで及び第八号
第八條第二項		前項 母子福祉資金貸付金増額 申請書	第十五条において準用する 第八條第一項
第八條第三項		前項	第十五条において準用する 第八條第二項
第八條第四項		前項 母子福祉資金貸付金増額 決定通知書	第十五条において準用する 第八條第三項
第九條第一項、 第十條、第十 三條		母子福祉資金貸付金 不承認決定通知書	寡婦福祉資金貸付金増額不 承認決定通知書

第九條第二項	前項	第十五條において準用する 第九條第一項	第九條第二項	母子福祉資金貸付辞退申 出書	母子福祉資金貸付金借 用書	定通知書	母子福祉資金貸付金借 用書	第九條第一項	第九條第二項
第九條第三項	前項	第十五條において準用する 第九條第二項	第九條第二項	母子福祉資金貸付金減額 申出書	母子福祉資金継続貸付申 請書	定通知書	母子福祉資金継続貸付申 請書	第九條第二項	第九條第三項
第十二條	令第十一條各項各号	令第二十九條において準用 する令第十一條(第二項第 二号及び第三号を除く。)	令第二十九條において準用 する令第十一條(第二項第 二号及び第三号を除く。)		母子福祉資金継続貸付決 定通知書	定通知書	母子福祉資金継続貸付決 定通知書	令第十一條各項各号	第十二條
第十三條第一 項	配偶者のない女子	寡婦等	寡婦等		母子福祉資金貸付金償還 免除申請書	定通知書	母子福祉資金貸付金償還 免除申請書	第十三條第一 項	第十三條第一 項
第十三條第二 項	前項	第十五條において準用する 第十三條第一項	第十三條第一項		母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	定通知書	母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	第十三條第二 項	第十三條第二 項
様式第二号	母子福祉資金 貸付決定通 知書	寡婦福祉資金 貸付決定通 知書	寡婦福祉資金 貸付決定通 知書		母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	定通知書	母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	様式第二号	様式第二号
様式第一号、 様式第三号、 様式第五号か ら様式第七号 まで、様式第 十七号、様式 第二十一号	母子福祉資金 貸付決定通 知書	寡婦福祉資金 貸付決定通 知書	寡婦福祉資金 貸付決定通 知書		母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	定通知書	母子福祉資金貸付金償還 免除決定通知書	様式第一号、 様式第三号、 様式第五号か ら様式第七号 まで、様式第 十七号、様式 第二十一号	様式第一号、 様式第三号、 様式第五号か ら様式第七号 まで、様式第 十七号、様式 第二十一号
様式第三号	母子福祉資金貸付不承認	寡婦福祉資金貸付不承認決	寡婦福祉資金貸付不承認決		母子福祉資金貸付金償還 免除申請書	定通知書	母子福祉資金貸付金償還 免除申請書	様式第三号	様式第三号

様式第十三号	母子福祉資金貸付金償還金支払猶予不承認決定通知書	支払猶予決定通知書
様式第十四号	母子福祉資金貸付金増額申請書	寡婦福祉資金貸付金増額申請書
様式第十五号	母子福祉資金貸付金増額決定通知書	寡婦福祉資金貸付金増額決定通知書
様式第十六号	母子福祉資金貸付金増額不承認決定通知書	寡婦福祉資金貸付金増額不承認決定通知書
様式第十七号	母子福祉資金貸付辞退申出書	寡婦福祉資金貸付辞退申出書
様式第十八号	母子福祉資金貸付金減額申出書	寡婦福祉資金貸付金減額申出書

様式録一の中に「様式第1号」や「様式第1号(第2条、第14条関係)」

を「母子福祉資金貸付申請書」を「母子福祉資金貸付申請書」を「寡婦福祉資金」

「母子福祉資金」や「母子福祉資金」を「同様式(1)個人用中」

「児童」を「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

「児童又は20歳以上である子等」

母子福祉資金の」や「母子福祉資金貸付金の」に定める。

様式第二十号中「様式第10号」や「様式第10号(第6条関係)」に「母子福祉資金(資金)の貸付金」や「母子福祉資金貸付金(資金)」に定める。

様式第二十号中「様式第11号」を「様式第11号(第7条関係)」に「母子福祉資金償還金支払猶予申請書」や「母子福祉資金貸付金償還金支払猶予申請書」に「母子福祉資金の」や「母子福祉資金貸付金の」又は高等専門学校」や「高等専門学校又は専修学校」に定める。

様式第二十号中「様式第12号」や「様式第12号(第7条関係)」に「母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書」や「母子福祉資金貸付金償還金支払猶予決定通知書」に「母子福祉資金の」や「母子福祉資金貸付金の」に定める。

様式第二十号中「様式第13号」や「様式第13号(第7条関係)」に「母子福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書」や「母子福祉資金貸付金償還金支払猶予不承認決定通知書」に「母子福祉資金(資金)」や「母子福祉資金貸付金(資金)」に定める。

様式第二十号中「様式第14号」や「様式第14号(第8条関係)」に「母子福祉資金の」や「母子福祉資金貸付金の」に定める。
様式第二十号中「様式第15号」や「様式第15号(第8条関係)」に「母子福祉資金の」や「母子福祉資金貸付金の」に定める。

様式第二十号中「様式第16号」や「様式第16号(第8条関係)」に「母子福祉資金(資金)」や「母子福祉資金貸付金(資金)」に定める。
様式第二十号中「様式第17号」や「様式第17号(第9条関係)」に改

定する。

様式第十八号中「様式第18号」や「様式第18号(第9条関係)」に「母子福祉資金貸付減額申出書」や「母子福祉資金貸付金減額申出書」に「母子福祉資金の貸付け」や「母子福祉資金貸付金」に定める。

様式第十九号中「様式第19号」や「様式第19号(第10条関係)」に定める。
様式第二十号中「様式第20号」や「様式第20号(第11条関係)」に定める。

様式第二十一号中「様式第21号」や「様式第21号(第11条関係)」に定める。
様式第二十二号中「様式第22号」や「様式第22号(第12条関係)」に定める。
様式第二十三号中「様式第23号」や「様式第23号(第13条関係)」に定める。

(鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の廃止)

第二条 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十七年四月一日前に第二条の規定による廃止前の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の規定により貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十九条の二第一項において準用する同法第十条第一項及び第三項の規

定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は同法第十九条の二第三項において準用する同法第十一条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に貸し付けられた資金は母子及び寡婦福祉法附則第六条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】